
平成24年度審議予定河川について

1. 河川整備計画の策定状況
2. 「今後の治水対策の進め方」(H22.6)による考え方の転換
3. 河川整備委員会にて優先的に審議すべき河川の抽出基準
4. 平成24年度審議予定河川について
5. 河川整備委員会における審議フロー
6. 平成24年度審議予定スケジュールについて
7. 平成25年度以降の審議予定河川について
8. 河川事業・ダム事業に関する事業評価の進め方について

2. 「今後の治水対策の進め方」(H22.6)による考え方の転換

従来（大阪府河川整備長期計画（H8））

- 府管理の全河川について、治水目標を時間雨量80 mm程度（1/100年確率降雨）への対応とし、治水施設で整備。



- 目標達成には、約50年（1兆400億円）必要
- 府民が対策の効果を実感できない

「今後の治水対策の進め方」(H22.6)

- 河川ごとに、今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を設定
- 府域における時間雨量50mm程度での床下浸水、かつ、少なくとも65 mm程度での床上浸水の解消

全河川（27水系・ブロック、154河川）に対して、当面の治水目標と治水手法の設定が必要

河川数が多いため、**優先順位を定め、河川整備計画の策定・変更の審議**が必要。
昨年度、芦田川水系、大川水系（2水系、3河川）について、河川整備計画の策定に係る審議済のため、**残り25水系・ブロック、151河川が対象**

3. 河川整備委員会にて優先的に審議すべき河川の抽出基準

抽出基準 ①

洪水リスク開示により、「危険度の高い河川」、「発生頻度の高い河川」

抽出基準 ②

事業評価が必要な河川

その他留意すべき事項 ※

地震・津波想定の見直しにより、必要な施設性能を確保するために耐震対策を要する河川

- 別途、大阪府にて、学識経験者を含めた委員会等を設置し、地震・津波想定の見直しに伴う、河川管理施設の耐震・耐波性能を確認する予定。最終とりまとめは平成24年度末を予定。
- 同検討会の審議動向により、必要に応じて、河川整備委員会にて耐震・耐波に係る整備計画の変更審議に着手(平成25年度以降)。

4. 平成24年度審議予定河川について

抽出基準 ①

洪水リスク開示により、「危険度の高い河川」、「発生頻度の高い河川」

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ○寝屋川ブロック | ○神崎川ブロック | ○大津川水系 |
| ○西除川ブロック | ○石津川水系 | ○佐野川水系 |
| ○石川ブロック | ○淀川左岸ブロック | ○淀川右岸ブロック |

抽出基準 ②

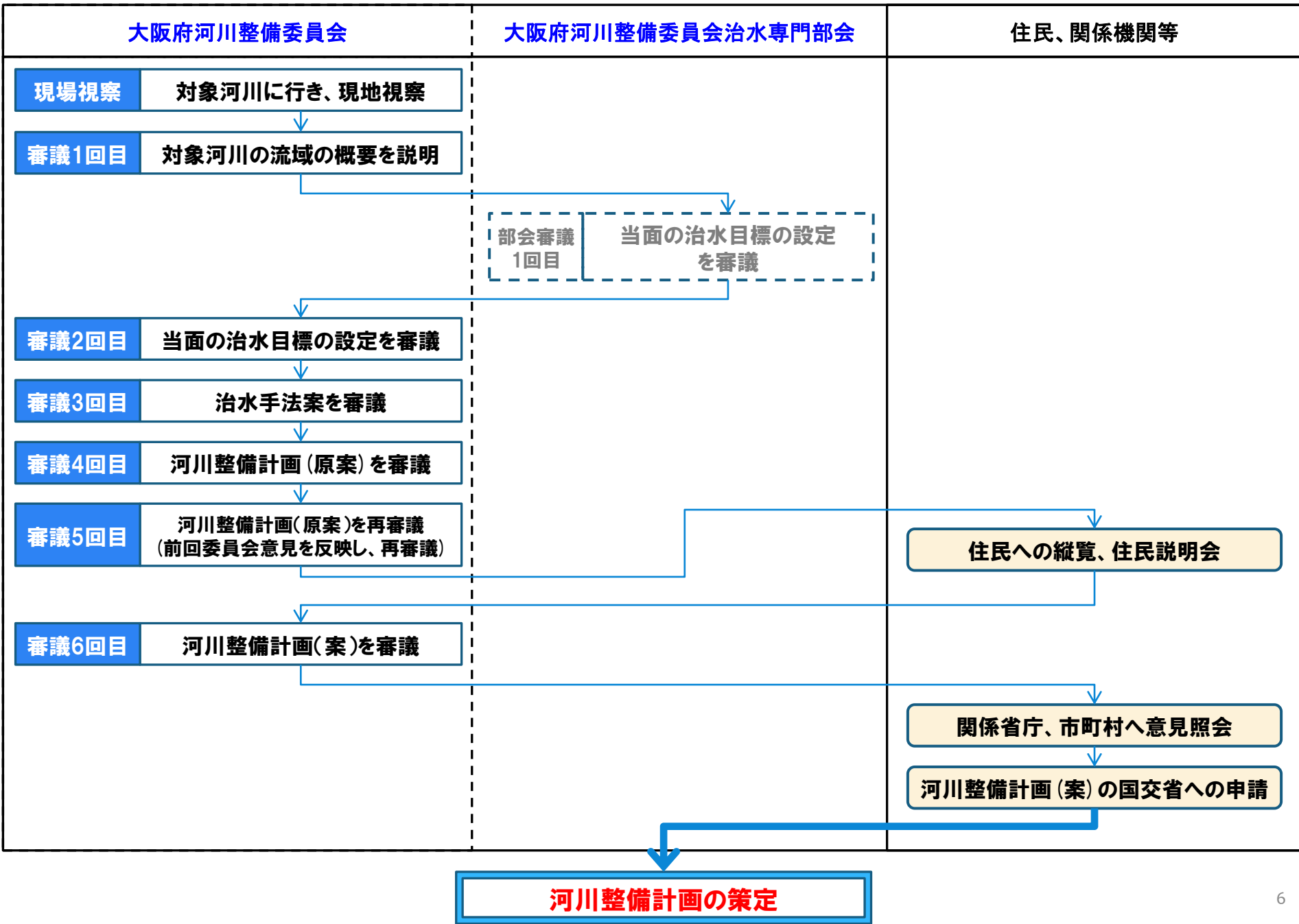
事業評価が必要な河川

※抽出基準 ①にて選定された河川と重複



平成24年度は、残25水系・ブロック、151河川の内、
9水系・ブロック、79河川を審議予定

5. 河川整備委員会における審議フロー（一般例）



6. 平成24年度審議予定スケジュールについて

	水系名	対象 河川数	審議スケジュール							
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	H25年度			
①	寝屋川ブロック	27河川	6							
②	神崎川ブロック	(24河川) ^{※1}	4	5	6					
③	大津川水系	6河川		2	3	4	5	6		
④	西除川ブロック	7河川		2	3	4	5	6		
⑤	石津川水系	7河川		2	3	4	5	→		
⑥	佐野川水系	3河川			2	3	4	5	→	
⑦	石川ブロック	13河川			1	2	3	4	5	→
⑧	淀川左岸ブロック	7河川				1	2	3	→	
⑨	淀川右岸ブロック	10河川					1	2	→	

表中の 内の数字は、前スライドをもとに、河川整備委員会における審議の何回目に対応するかを表している。

※1 神崎川ブロックに関しては、今年度、安威川ダム利水撤退に係る変更を予定(対象河川の審議は次年度以降)

7. 平成25年度以降の審議予定河川について

○平成25年度以降、平成24年度から引き続き審議を要する河川に加えて、16水系・ブロック、72河川について、審議予定。

【一級水系】 5ブロック、54河川

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| ○猪名川上流ブロック | ○猪名川下流ブロック | ○神崎川ブロック※ |
| ○神崎川下流ブロック | ○西大阪ブロック | ○正蓮寺川ブロック |

※神崎川ブロックに関しては、安威川ダム利水ダム撤退に係る部分のみH24年度審議、対象河川の審議はH25年度以降となるため、ブロックは計上せず河川数のみを計上

【二級水系】 11水系、18河川

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ○王子川水系 | ○春木川水系 | ○津田川水系 |
| ○近木川水系 | ○見出川水系 | ○田尻川水系 |
| ○檜井川水系 | ○男里川水系 | ○茶屋川水系 |
| ○番川水系 | ○東川水系 | |

8. 河川事業・ダム事業に関する事業評価の進め方について(1)

大阪府建設事業評価実施要綱に基づく事業評価の種類ごとの目的等について

	事前評価	再評価	事後評価 (河川整備委員会では審議しない)
目的	事業実施の妥当性と効率性を判断する	事業継続の妥当性と効率性を判断する	事業完了後の効果等の検証を行う。
対象	総事業費10億円以上の新規事業	総事業費1億円以上の事業	総事業費10億円以上の事業のうち代表例
評価時期	事業の予算化を予定している年度の前年度	① <ul style="list-style-type: none"> 事業採択後 5年未着工 事業採択後 10年継続 再評価後 5年継続毎 ② <ul style="list-style-type: none"> その他 (事業計画又は総事業費の大幅な変更など) 	事業完了後 5年以内
評価の視点	1. 上位計画等における位置付け (優先度を含む。) 2. 事業を巡る社会経済情勢 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策 6. 代替手法との比較検討	1. 事業の進捗状況 (事業計画等の変更及び今後の進捗見直しを含む。) 2. 事業を巡る社会経済情勢の変化 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策	1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 2. 社会経済情勢の変化 3. 事業効果の発現状況 4. 事業実施による自然環境の変化 5. 同種事業への改善措置等 (当初計画との相違点及びその原因を含む。)

大阪府による河川事業・ダム事業に関する事業評価の審議方法に係る対処方針(案)

	事前評価	再評価	事後評価 (河川整備委員会では審議しない)
審議方法	河川整備計画(案)の審議・了承	① の場合は、河川整備計画の進捗点検 ② の場合は、河川整備計画(案)の審議・了承	大阪府による自己点検 (大阪府評価調書による点検)

【変更のポイント】 ◎府要綱及び国要領等に基づき、河川整備計画の審議等を以て事業評価手続きとみなす

8. 河川事業・ダム事業に関する事業評価の進め方について(2)

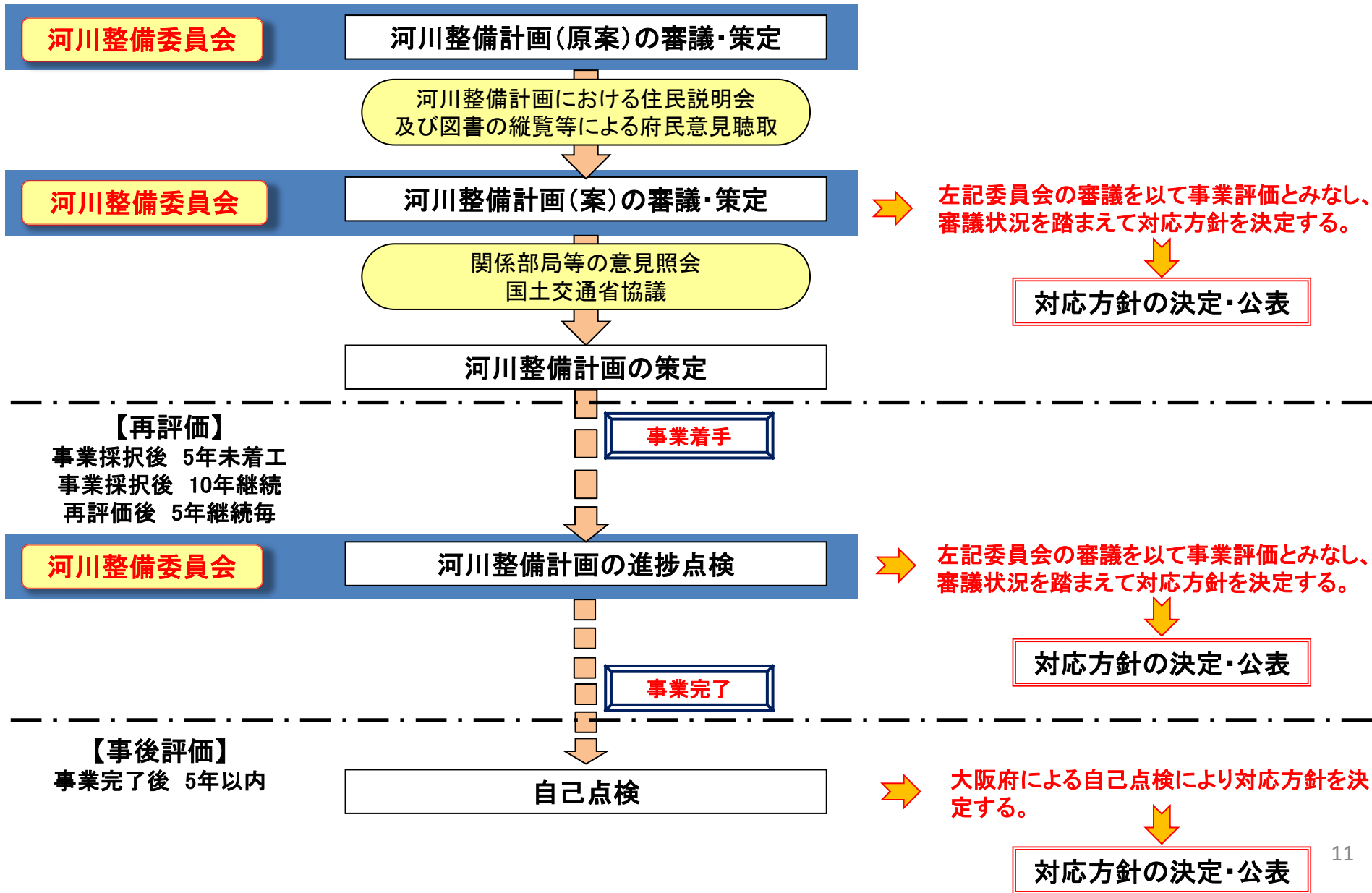
■「事前評価」及び「事業計画又は総事業費の大幅な変更などの場合の事業再評価」の進め方(案)について

	H 2 3 年度	H 2 4 年度以降 (当面)
河川整備委員会での審議時期	当面の治水目標に基づく治水手法の設定後	当面の治水目標に基づく治水手法の <u>審議及び河川整備計画(案)の審議時〔変更〕</u>
河川整備委員会での審議内容	事業評価項目のうち、当面の治水目標・治水手法の審議及び河川整備計画(案)の審議に含まれない費用便益分析等の効率性についてのみ、大阪府評価調書(大阪府建設事業再評価監視委員会)に基づき審議	治水手法の審議に費用便益分析等の効率性を追加し、大阪府評価調書に基づく審議を廃止〔変更〕 参考) 治水手法の審議項目 <ul style="list-style-type: none"> ・治水手法(3案程度)の抽出 ・治水上の評価、超過洪水への対応性 ・利水、自然環境、社会環境の評価 ・施工性・実現性 ・概算事業費 ・費用対効果分析(B'-C',EIRR,B'/C')〔変更〕
審議資料	大阪府評価調書及び補足説明資料	<u>治水手法審議資料及び河川整備計画(案)審議資料並びに補足説明資料〔変更〕</u>
府民意見及び意見陳述の公募	府パブコメ実施要項に準じた住民説明会及び図書縦覧等による府民意見聴取	<u>河川整備計画(原案)に対する住民説明会及び図書縦覧等による府民意見聴取〔変更〕</u>
委員会の意見具申	有り	<u>無し〔変更〕</u>
府による対応方針決定の考え方	意見具申を踏まえ事業者(府)で判断	<u>河川整備計画(案)の審議状況を踏まえて事業者(府)で判断〔変更〕</u>

8. 河川事業・ダム事業に関する事業評価の進め方について(3)

■河川整備委員会における事業評価の審議フロー

【事前評価・再評価（整備計画（変更案）策定時）】



参考)大阪府、国交省の要綱等《事前評価》

大阪府建設事業評価実施要綱(H23.2.26)の抜粋

評価の対象 【第2条第1項】	建設事業評価は、府又は府が設立する地方独立行政法人(以下「府等」という。)が実施する建設事業(総事業費1億円以上の事業に限る。ただし、災害復旧、補修、改修及び維持管理に係るものを除く。)を対象とする。
事前評価に係る外部意見の聴取 【第6条第1項】	府等は、事前評価の対象事業(総事業費が10億円以上の事業に限る。)の評価実施に当たって、対応方針(原案)を提示した上で、学識経験者等の外部の専門家の意見を聞き、その意見を尊重して、府等の対応方針を決定するものとする。

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(H23.4.1)の抜粋

評価の実施手続 【第4の1(4)】	河川事業、ダム事業における評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。
評価手法の策定 【第5の1(1)】	所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。

河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目(H21.12.24)の抜粋

新規事業採択時評価の実施手続 【第4の1(4)】	実施要領第4の1(4)の規定に基づき河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図る場合には、実施要領第4の1評価の実施手続の規定に基づき適正に評価を実施するものとする。
新規事業採択時評価の項目 【第5の1】	費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき算定するものとする。

参考)大阪府、国交省の要綱等《再評価》

大阪府建設事業評価実施要綱(H23.2.26)の抜粋

建設事業再評価 監視委員会 【第7条第2項】	河川整備委員会での審議を経て、河川整備計画の策定又は変更を行った場合及び同計画内容の点検を行った場合には、国の評価実施要領の定めに従い、再評価の手続が行われたものとみなす。
------------------------------	--

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H23.4.1)の抜粋

再評価を実施する 事業(留意点) 【第3の2(2)】	事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
再評価の実施手 続 【第4の1(4)】	河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。
評価手法の策定 【第5の1(1)】	所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。
対応方針決定の 考え方 【第5の4④】	河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。
事業評価監視委 員会 【第6の6】	河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

河川及びダム事業の再評価実施要領細目(H22.4.1)の抜粋

再評価の実施手 続 【第4の1(4)】	実施要領第4の1(4)の規定に基づき河川整備計画の策定・変更により再評価の手続を行う場合には、実施要領第4の1再評価の実施手続き、及び実施要領第5の3再評価の視点等の規定を踏まえ、実施要領に基づき適正に評価を実施するものとする。
再評価の視点 【第5の1】	費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づいて算定するものとする。